

## 食品ロスの削減に向けた取組の推進に関する連携協定書

渋川市（以下「甲」という。）及びアシード株式会社（以下「乙」という。）は、食品ロスの削減に向けた取組の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携及び協力し、相互の資源を有効に活用することにより、食品ロスの削減に向けた取組を通じて、地域全体の循環型社会構築の実現に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 未利用食品の有効活用の推進であること
- (2) 食品ロスの削減に向けた普及及び啓発に関すること
- (3) フードバンクやこども食堂等への活動支援に関すること
- (4) 環境教育に関すること
- (5) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の60日前までに、甲もしくは乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報については、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙の協議の上、双方の合意があれば第三

者への開示は可能とする。

2 甲及び乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月3日

甲

群馬県渋川市石原80番地  
渋川市

高木 効

渋川市長

乙

東京都港区芝1丁目6番10号芝SIAビル2階  
アシード株式会社

代表取締役社長 久保一史